

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

結婚したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
婚姻届	届出の日から効力が生じます。 夫と妻	<ul style="list-style-type: none"> ・届書 ・夫と妻の印鑑 ・夫と妻の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（京都市内に本籍がある方は不要） ・公的機関発行の顔写真入り本人確認書類（お持ちの方） ・未成年の方は父母の同意書 ・外国人の方は、婚姻要件具備証明書、国籍証明書等及び各日本語訳文 ＊個人番号カードをお持ちの方で氏や住所が変更した方は、別途カードへの追記の申請が必要です。 ＊氏が変わった方で住民票に旧氏併記を希望する方は、別途申請が必要です。（個別にご相談ください。） ＊婚姻届では住所の異動や住民票の世帯の合併はできませんので、別途お届けが必要です。 ＊婚姻届を受け付けられるのは、夫になる人又は妻になる人の本籍地、住所地のいずれかになります。 	<input type="checkbox"/>	3階② 市民窓口課 （戸籍の届書は、時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。）
転入・転居届 （婚姻と同時に住所が変わる場合は、婚姻届とは別に転入又は転居届が必要です。）	引っ越しした日から14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類 ・前住所の市町村が発行した転出証明書（京都市外から転入される方のみ） ・個人番号カード（お持ちの方のみ） ・外国籍の方は、在留カード、特別永住者証 ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ＊新しい住所地の区役所・支所・出張所に届けてください。 	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
印鑑登録 （婚姻により氏が変わる方が、婚姻前の氏が含まれた印鑑で登録している場合、今までの登録が抹消されます。引き続き印鑑登録が必要な方は、窓口でお手続きください。）	本人 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ＊本人が「公的機関発行の顔写真入り本人確認書類」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。 ＊婚姻前の氏の印鑑で印鑑登録したい場合は、住民票への旧氏併記の手続き後に、改めて旧氏での印鑑登録が可能です。 	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
国民健康保険 （加入されている方のうち、世帯が変わる場合）	職場の健康保険が切れてから14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・届出人の本人確認書類 ・届出人の印鑑 	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
国民健康保険 （加入される場合）	職場の健康保険が切れてから14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険が切れた証明書 ・届出人の本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証（同一世帯の方がすでに加入されている場合） ・届出人の印鑑 ＊保険証は即日交付できない場合があります。 	<input type="checkbox"/>	
国民健康保険 （脱退される場合）	職場の健康保険に加入してから14日以内 本人、世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・職場の健康保険の保険証 ・届出人の本人確認書類 	<input type="checkbox"/>	
重度心身障害者医療	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費受給者証 ・健康保険証 ・印鑑 ＊配偶者の通知カード又は個人番号カードがある場合があります。 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当	速やかに 父、母又は代理人	手続きの詳細は担当課へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
児童手当 （受給者が変わるとき、 又は氏が変わるとき）	速やかに 父、母又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに受給者となる方の健康保険証、金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの 	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 （注2）

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
ひとり親家庭等 医療	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証 ・医療費受給者証（受給者全員分） *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
保 育 所	速やかに 父、母又は代理人	*世帯状況の変更を担当窓口へお知らせください。 *申請及び変更申請時に通知カード又は個人番号 カードが必要です。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児 童 扶 養 手 当 （受けている方）	速やかに	・手当証書 ・印鑑（スタンプ印不可） *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
老 人 医 療	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証 ・医療費受給者証 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
介 護 保 険	速やかに 本人又は代理人	・個人番号カード ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証（お持ちの方のみ） ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
（氏が変わる場合）				
国民健康保険 後期高齢者医療保険	速やかに 本人、世帯主 又は代理人（注1）	・国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者証 ・届出人の本人確認書類 ・届出人の印鑑	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
身体障害者手帳	速やかに 本人又は代理人	・通知カード又は個人番号カード ・身体障害者手帳 ・自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方） ・印鑑 ・写真（3cm×4cm）	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
療 育 手 帳	速やかに 本人又は代理人	・療育手帳 ・印鑑 ・写真（3cm×4cm）	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
精神障害者保健 福祉手帳	速やかに 本人又は代理人	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 ・氏が変わったことがわかる書類 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は代理人	・自立支援受給者証 ・健康保険証（変更している場合） ・印鑑 ・氏が変わったことがわかる書類 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 （指定難病）受給者証	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証、 ・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
子 ども 医 療	速やかに 本人又は代理人	・お子様の健康保険証（氏名変更後のもの） ・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 （注2）
敬 老 乗 車 証 （70歳以上の方）	本人又は代理人 （注1）	・敬老乗車証 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
（加入の健康保険が変わる場合）				
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は代理人	・自立支援受給者証 ・健康保険証 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 （指定難病）受給者証	速やかに 本人又は代理人	・健康保険証、 ・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・印鑑 ・通知カード又は個人番号カード	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

（注1）代理人の場合は本人署名捺印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 (075) 812-0061 (代表)